

大阪市児童福祉施設等における外国につながる児童及び保護者への通訳支援事業 実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉施設等における児童の安全確保や保護者の状況に配慮した個別の支援について、外国につながる児童や保護者とより迅速かつ正確なコミュニケーションを図るため、翻訳機等だけでは情報収集や伝達が困難な場面において、多言語リモート通訳システム（以下、「システム」という。）を導入し、安全・安心な教育・保育の環境を整備する「大阪市児童福祉施設等における外国につながる児童及び保護者への通訳支援事業（以下、「本事業」という。）」を実施するにあたり、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市立幼稚園 学校教育法第1条に規定する幼稚園のうち大阪市立学校設置条例に定める幼稚園をいう。
- (2) 私立幼稚園 学校教育法附則第6条の規定による私立幼稚園をいう。
- (3) 公立保育所 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所のうち大阪市立児童福祉施設条例別表第1に掲げる保育所をいう。
- (4) 民間保育所 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所（大阪市立児童福祉施設条例（昭和39年大阪市条例第36号）別表第1に掲げる施設を除く。）をいう。
- (5) 認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。
- (6) 小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。
- (7) 家庭的保育事業 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業をいう。
- (8) 事業所内保育事業 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。
- (9) 児童いきいき放課後事業 社会教育法第5条の2に規定する地域学校協働活動のうち児童いきいき放課後事業実施要綱に定める事業をいう。
- (10) 放課後児童健全育成事業 児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。ただし、本市の留守家庭児童対策事業補助金の補助事業所に限る。
- (11) 児童養護施設 児童福祉法第41条に規定する児童養護施設をいう。
- (12) 乳児院 児童福祉法第37条に規定する乳児院をいう。
- (13) 児童心理治療施設 児童福祉法第43条の2に規定する児童心理治療施設をいう。
- (14) 母子生活支援施設 児童福祉法第38条に規定する母子生活支援施設をいう。

(実施主体)

第3条 本事業の実施主体は大阪市とし、民間事業者への業務委託により実施する。

(対象施設)

第4条 本事業の対象となる児童福祉施設等（以下、「対象施設」という。）は、第2条各号に規定する施設とする。

(利用場面)

第5条 本事業を利用できる場面は、児童や保護者との迅速かつ正確なコミュニケーションが特に必要とされる場面に限定することとし、次の各号に定める場面とする。

- (1) 児童の病気やけが、アレルギー食の対応
- (2) 児童の成長や発達に関する説明
- (3) 個人懇談・入所説明等
- (4) その他本市が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当するものについては、本事業の利用を認めない。

- (1) 翻訳機等で対応可能な日々の軽微なやりとり
- (2) 個人の私的目的によるもの
- (3) その他第1条で定める本事業の趣旨に沿わないもの

(通訳する言語)

第6条 本事業においては少なくとも、英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、タイ語、フィリピン語（タガログ語含む）、ネパール語、ヒンディー語、インドネシア語、ロシア語、フランス語及びミャンマー語について通訳できることとする。

(利用料)

第7条 本事業における対象施設のシステム利用料は、無料とする。ただし、対象施設は、当該システムを利用するための端末機器の代金、インターネットに接続するための通信料その他システムの利用のために必要となる費用（システム利用料は除く）の一切を負担するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、対象施設が第5条第2項に規定する利用場面において本事業を利用した場合は、対象施設は、当該利用時間に要したシステム利用料を負担するものとする。この場合において、本市は、対象施設に対し、当該費用に相当する金員の返還を請求するものとする。

(利用申請)

第8条 本事業の利用を希望する施設（以下、「利用施設」という。）は、「大阪市児童福祉施設

等における外国につながる児童及び保護者への通訳支援事業利用申請書（様式第1号）」及び「誓約書（様式第2号）」を本市へ提出する。

（利用決定）

第9条 本市は、前条の申請があったときは申請内容を確認し、「大阪市児童福祉施設等における外国につながる児童及び保護者への通訳支援事業利用決定通知書（様式第3号）」又は「大阪市児童福祉施設等における外国につながる児童及び保護者への通訳支援事業利用却下通知書（様式第4号）」により利用施設へ通知する。

（実績報告）

第10条 利用施設はシステムの利用があった日の属する月の1日から月末までの利用実績をまとめ、本市へ「大阪市児童福祉施設等における外国につながる児童及び保護者への通訳支援事業利用実績報告書（様式第5号）」を翌月10日までに提出する。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項はこども青少年局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

[様式第1号]

令和 年 月 日

(あて先) 大 阪 市 長

住 所

法 人 名 称

施 設 名 称

代表者職・氏名

大阪市児童福祉施設等における外国につながる児童及び保護者への通訳支援事業
利用申請書

標記の事業について利用したいので、大阪市児童福祉施設等における外国につながる児童及び保護者への通訳支援事業実施要綱第8条に基づき、申請します。

記

1 事業名称、目的及び内容

(1) 事業名称 大阪市児童福祉施設等における児童及び保護者への通訳支援事業

(2) 目的及び内容 外国につながる児童や保護者とより迅速かつ正確なコミュニケーションを図るため、翻訳機等だけでは情報収集や伝達が困難な場面において、多言語リモート通訳システムを導入し、安全・安心な教育・保育の環境を整備する。

2 利用開始予定年月日 令和 年 月 日

3 対象施設

(1) 施設所在地

(2) 施設名称

<添付書類>

- ・ (様式第2号) 誓約書

(あて先) 大 阪 市 長

住 所

法 人 名 称

施 設 名 称

代表者職・氏名

誓 約 書

大阪市児童福祉施設等における児童及び保護者への通訳支援事業を利用するにあたり、下記の事項に相違ないことを誓約します。

記

- 1 大阪市児童福祉施設等における児童及び保護者への通訳支援事業実施要綱第5条に基づき、以下の利用場面に限り利用することとする。
 - (1) 児童の病気やけが、アレルギー食の対応
 - (2) 児童の成長や発達に関する説明
 - (3) 個人懇談・入所説明等
 - (4) その他本市が必要と認めるもの
- 2 1に該当しない場面で利用した場合は、当該利用時間に要したシステム利用料を負担することとする。
- 3 個人情報の取扱いにあたっては、「大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例」に基づき適切に行うこととする。

様

大阪市長

大阪市児童福祉施設等における外国につながる児童及び保護者への通訳支援事業
利用決定通知書

年 月 日付けで利用申請のあった大阪市児童福祉施設等における外国につながる児童及び保護者への通訳支援事業について、次のとおり利用を決定することとしたので、大阪市児童福祉施設等における外国につながる児童及び保護者への通訳支援事業実施要綱第9条の規定により通知します。

記

1 対象施設

- (1) 施設所在地
- (2) 施設名称

2 利用開始年月日 令和 年 月 日

3 利用ID

- (1) ID
- (2) 仮パスワード

4 利用の条件

- (1) 利用にあたり、大阪市児童福祉施設等における外国につながる児童及び保護者への通訳支援事業実施要綱第5条及び第10条を遵守し、第7条を承諾すること。
- (2) 個人情報の取扱いにあたっては、「大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例」に基づき適切に行うこと。

[様式第4号]

大 こ 青 第 号
令 和 年 月 日

様

大阪市長

大阪市児童福祉施設等における外国につながる児童及び保護者への通訳支援事業
利用却下通知書

年 月 日付けで利用申請のあった大阪市児童福祉施設等における外国につながる児童及び保護者への通訳支援事業について、次の理由により利用を許可しないこととしたので、大阪市児童福祉施設等における外国につながる児童及び保護者への通訳支援事業実施要綱第9条の規定により通知します。

記

1 対象施設

- (1) 施設所在地
- (2) 施設名称

2 利用を許可しない理由

[様式第5号]

令和 年 月 日

(あて先) 大 阪 市 長

住 所

法 人 名 称

施 設 名 称

代表者職・氏名

大阪市児童福祉施設等における外国につながる児童及び保護者への通訳支援事業
利用実績報告書

年 月 日付け大こ青第 号にて利用許可を受けた標記事業について、大阪市児童福祉施設等における外国につながる児童及び保護者への通訳支援事業実施要綱第10条の規定により、次のとおり実績を報告します。

記

- 1 事業名称 大阪市児童福祉施設等における児童及び保護者への通訳支援事業
- 2 利用実績 別紙のとおり
- 3 対象施設
 - (1) 施設所在地
 - (2) 施設名称

<添付書類>

- ・ (別紙) 利用実績報告書

